

12 保 育

☎ 子育て支援課（湧別庁舎） ☎5-3762

保育所

保育所は、児童福祉法に基づき保護者の就労、疾病その他の事情により家庭で保育できないお子さんを家庭に代わって保育する施設です。

●入所基準

保育所の入所基準は、湧別町に居住し、住民登録をしている方で、子どもの保護者（父・母の両方、ひとり親の場合はその方）が次の「保育の必要性事由」のいずれかに該当している場合です。

保育の必要性事由（保護者の状態）		保育所を利用できる期間
就労	月64時間以上就労している（家事手伝い不可）	就労が継続している期間
妊娠・出産	妊娠中や出産後間もない	出産予定日の8週間前の日の属する月の初日から出産後2ヵ月（※1）
疾病・障がい 介護・看護	保護者が疾病、負傷、身体や精神に障がいがある 同居の親族を常時介護、または看護している	町が必要と認める期間
災害	災害を受け、家屋の復旧等にあたっている	
求職活動	求職活動を継続的に行っている	利用開始後最長3ヵ月（※2）
就学	学校や職業訓練校等に通っている	就学が継続している期間
虐待・DV	児童虐待や配偶者等からのDVの恐れがある	町が必要と認める期間
育児休業	既に保育所を利用している児童に継続利用が必要な場合（育児休業が理由の新規入所不可）（※3）	

※1 保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないとと思われる場合は、生まれた子どもが満1歳を迎える前日まで継続できます。

※2 入所後3ヵ月以内に就労されないと、退所となります。

※3 次年度に小学校入学を控えている場合等、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合。保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないとと思われる場合。

●保育施設

施設名	定員	住所	電話番号	備考
中湧別保育所	90名	中湧別中町3021番地の1	2-2259	
上湧別保育所	90名	上湧別屯田市街地71番地の1	2-2490	
湧別保育所	120名	栄町143番地の1	5-2234	
芭露保育所	45名	芭露413番地	6-2026	
開盛保育所	30名	開盛3039番地の4	2-5002	平成29年度休所

●保育時間

区分	曜日	時間
通常保育	月曜日～金曜日	午前8時30分～午後4時30分
	土曜日	午前8時30分～正午
預かり保育 （延長保育）	月曜日～金曜日	午前7時30分～午前8時30分、午後4時30分～午後6時
	土曜日	午前7時30分～午前8時30分、正午～午後6時

●保育料（月額）

階層区分	摘 要	3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯		0円
第2	町民税非課税世帯	5,400円	3,000円
第3	町民税課税世帯 所得割額 48,600円未満	11,700円	8,300円
第4	// 所得割額 48,600円以上 60,700円未満	14,400円	9,600円
第5	// 所得割額 60,700円以上 72,800円未満	16,100円	10,900円
第6	// 所得割額 72,800円以上 84,900円未満	17,800円	12,200円
第7	// 所得割額 84,900円以上 97,000円未満	22,500円	14,900円
第8	// 所得割額 97,000円以上 133,000円未満	28,000円	18,900円
第9	// 所得割額 133,000円以上 169,000円未満	33,400円	22,800円
第10	// 所得割額 169,000円以上 301,000円未満	45,800円	29,000円
第11	// 所得割額 301,000円以上	60,000円	29,000円

※保育料は、4～8月分は前年度の所得割額で、9～3月分は当該年度の所得割額で決定します。

※兄弟（姉妹）が同時入所の場合は、年齢の順に保育料は、全額・半額（2人目の児童が3歳以上のときは0円）・0円となります。ただし、所得割額が57,700円未満の世帯は、小学生以上の子も算定に含まれます。

※ひとり親世帯や在宅障がい児（者）のいる世帯で所得割額が77,101円未満の場合は、各階層の保育料が軽減されます。

※保育料のお支払いは、口座振替をご利用いただくと便利です。（詳しくは44ページをご覧ください。）

一時保育・特定保育

保護者の就労、病気、災害、その他私的に家庭で児童を保育することができない場合、一時的にお子さんをお預かりします。

●保育時間

曜 日	時 間
月曜日～金曜日	午前8時30分～午後4時30分 ※半日利用は左記の時間の内4時間
土曜日	午前8時30分～正午

●保育料

区分	単位	3歳未満児	3歳以上児	備 考
一時保育	1日	2,400円	1,500円	半日（4時間以内）利用は半額 生活保護法に定める被保護者世帯は免除
特定保育	1ヵ月	9日まで 20,000円	9日まで 12,270円	生活保護法に定める被保護者世帯は免除
		14日まで 30,000円	14日まで 18,400円	

※一時保育・特定保育事業は、湧別保育所・中湧別保育所で実施しています。

学童保育

小学校児童等を対象に、放課後における適切な遊びと生活の場を提供しています。

地 区	名 称	開設場所	電話番号
中湧別地区	上湧別放課後児童クラブ	中湧別なかよし児童センター	2-2049
上湧別地区	ちびっ子広場児童クラブ	上湧別農村環境改善センター	2-4506
湧別地区	湧別放課後児童クラブ	湧別児童センター	5-2432
芭露地区	芭露キッズ	芭露小学校（※）	6-2260
開盛地区	わくわくキッズ児童クラブ	開盛保育所	2-5002

※芭露キッズは、平成30年4月から芭露畜産研修センターに移転を予定しています。

子育て支援センター

子育て家庭の育児に関する相談、指導および子育てサークル等の支援を行っています。

名 称	所在地	開設時間	使用料	休 日
湧別子育て支援センター	栄町 143 番地の 1	午前 9 時 ～ 午後 5 時	無料	日曜日、祝日、 年末年始（12月30日 ～1月4日）
中湧別子育て支援センター	中湧別中町 3021 番地 の 1			

